

---

令和7年度板倉町介護保険運営協議会並びに  
地域包括支援センター及び地域密着型サービス  
運営協議会（第3回）会議資料

---

令和8年2月27日（金）

板倉町役場健康介護課介護高齢係

# 資料 1

## 板倉町介護保険事業の概要

(令和8年1月末日現在)

### 1 被保険者数

総人口 13,294人

区 分	被 保 険 者 数	高齢化率
第1号被保険者	4,921 人	37.02%
65歳以上75歳未満	2,292 人	
75歳以上85歳未満	1,927 人	
85歳以上	702 人	
第2号被保険者(40歳以上65歳未満)	4,435 人	—
合 計	9,356 人	—

※ 第1号被保険者数は「介護保険事業状況報告(月報)」による

介護認定率(第1号)
13.8%

### 2 要介護(要支援)認定者数 696人

単位:人

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第1号被保険者	58	76	114	142	102	114	74	680	
第2号被保険者	1	2	3	4	2	2	2	16	
合 計	人数	59	78	117	146	104	116	76	696
	%	8.5%	11.2%	16.8%	21.0%	14.9%	16.7%	10.9%	100.0%

※ 各認定者数は「介護保険事業状況報告(月報)」による

介護サービス受給割合
92.8%

### 3 介護サービス受給者数 646人

単位:人

居宅(介護予防)サービス	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第1号被保険者	11	44	95	114	67	52	27	410	
第2号被保険者	0	2	3	2	3	0	1	11	
小 計	11	46	98	116	70	52	28	421	
地域密着型(介護予防)サービス	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第1号被保険者	0	1	15	33	13	4	4	70	
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	0	1	15	33	13	4	4	70	
合 計	人数	11	47	113	149	83	56	32	491
	%	2.2%	9.6%	23.0%	30.3%	16.9%	11.4%	6.5%	100.0%

単位:人

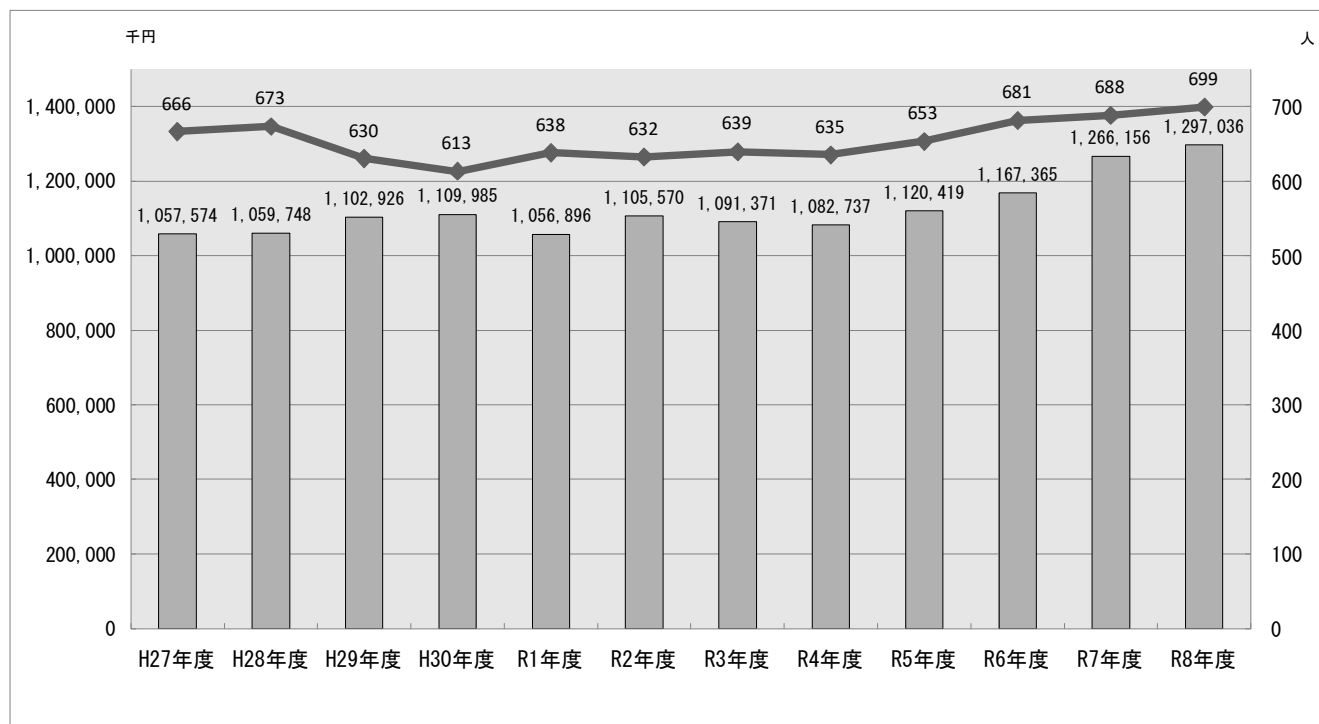
施設サービス	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	計
第1号被保険者	92	57	0	4	153
第2号被保険者	0	2	0	0	2
合 計	92	59	0	4	155

※ 各受給者数は「介護保険事業状況報告(月報)」による

#### 4 要介護（要支援）認定者数及び介護給付費の実績・見込・推計について

	認定者数(人)	給付費実績等(千円)	前年度比	介護保険事業計画(給付費:千円)		計画期
平成27年度	666	1,057,574	2.8%	1,056,372	▲1,202	第6期
平成28年度	673	1,059,748	0.2%	1,127,202	67,454	
平成29年度	630	1,102,926	4.1%	1,175,385	72,459	
平成30年度	613	1,109,985	0.6%	1,149,643	39,658	第7期
令和元年度	638	1,056,896	-4.8%	1,226,502	169,606	
令和2年度	632	1,105,570	4.6%	1,313,824	208,254	第8期
令和3年度	639	1,091,371	-1.0%	1,225,288	133,917	
令和4年度	635	1,082,737	-0.8%	1,250,390	167,653	
令和5年度	653	1,120,419	3.5%	1,237,469	117,050	第9期
令和6年度	681	1,167,365	5.6%	1,237,469	70,104	
令和7年度予算	688	1,266,156	8.5%	1,266,156	0	
令和8年度計画	699	1,297,036	2.4%	1,297,036	0	

※ 各認定者数は第2号被保険者を含む。



#### 5 介護保険基金の状況

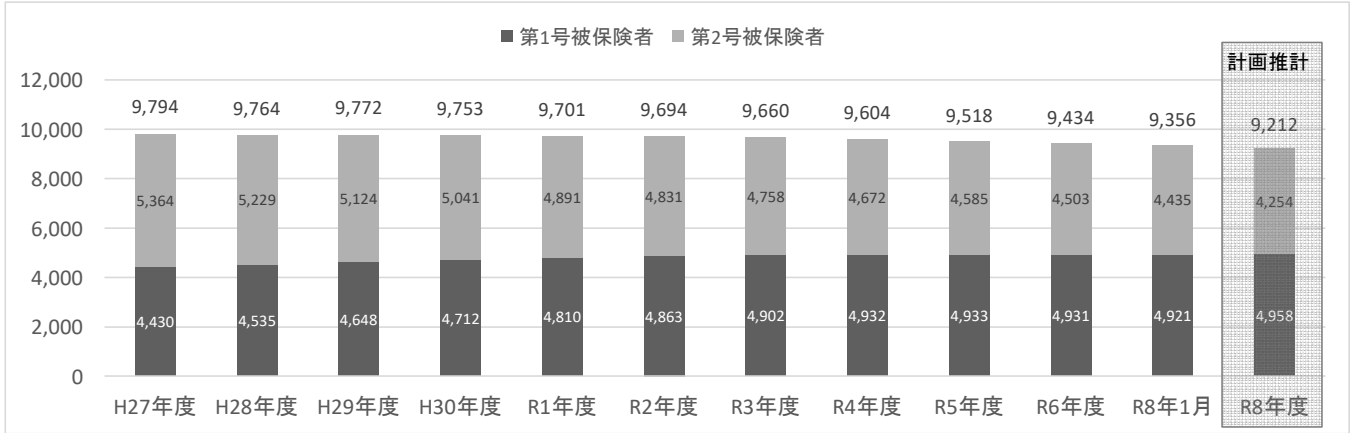
年 度	残 高	前年度比	年 度	残 高	前年度比
平成27年度末	112,795 千円	▲7.4%	令和3年度末	189,726 千円	17.6%
平成28年度末	113,072 千円	0.2%	令和4年度末	222,747 千円	17.4%
平成29年度末	118,388 千円	4.7%	令和5年度末	238,660 千円	7.1%
平成30年度末	114,977 千円	▲2.9%	令和6年度末	215,890 千円	▲9.5%
令和元年度末	134,926 千円	17.4%	令和7年度末見込み	192,267 千円	▲19.4%
令和2年度末	161,275 千円	19.5%			

# 板倉町介護保険事業の概要(年度別)

## 1 被保険者数(年度末)

単位:人

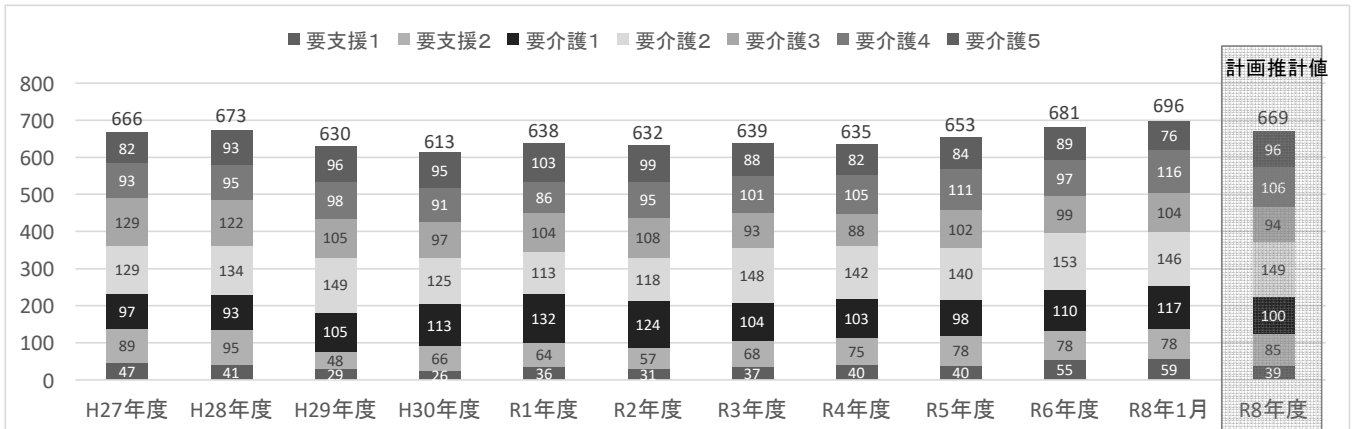
計画期間		被保険者数	第1号被保険者	被保険者数割合	第2号被保険者	被保険者数割合
第6期	平成27年度	9,794	4,430	45.2%	5,364	54.8%
	平成28年度	9,764	4,535	46.4%	5,229	53.6%
	平成29年度	9,772	4,648	47.6%	5,124	52.4%
第7期	平成30年度	9,753	4,712	48.3%	5,041	51.7%
	令和元年度	9,701	4,810	49.6%	4,891	50.4%
	令和2年度	9,694	4,863	50.2%	4,831	49.8%
第8期	令和3年度	9,660	4,902	50.7%	4,758	49.3%
	令和4年度	9,604	4,932	51.4%	4,672	48.6%
	令和5年度	9,518	4,933	51.8%	4,585	48.2%
第9期	令和6年度	9,489	4,927	51.9%	4,562	48.1%
	令和8年1月	9,356	4,921	52.6%	4,435	47.4%
	令和8年度	9,212	4,958	53.8%	4,254	46.2%



## 2 要介護(要支援)認定者数(年度末)

単位:人

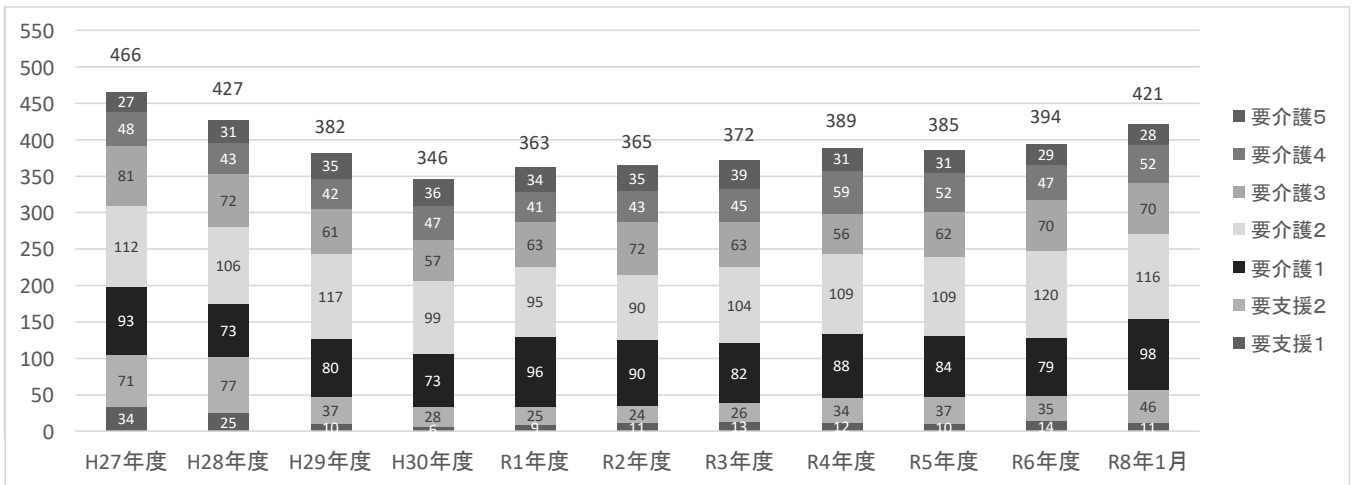
計画期間		要支援1	要支援2	支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
第6期	平成27年度	47	89	136	97	129	129	93	82	530	666
	平成28年度	41	95	136	93	134	122	95	93	537	673
	平成29年度	29	48	77	105	149	105	98	96	553	630
第7期	平成30年度	26	66	92	113	125	97	91	95	521	613
	令和元年度	36	64	100	132	113	104	86	103	538	638
	令和2年度	31	57	88	124	118	108	95	99	544	632
第8期	令和3年度	37	68	105	104	148	93	101	88	534	639
	令和4年度	40	75	115	103	142	88	105	82	520	635
	令和5年度	40	78	118	98	140	102	111	84	535	653
第9期	令和6年度	55	78	133	110	153	99	97	89	548	681
	令和8年1月	59	78	137	117	146	104	116	76	559	696
	令和8年度	39	85	124	100	149	94	106	96	545	669



3 居宅介護(予防)サービス受給者数(事業年度末:2月末)

単位:人

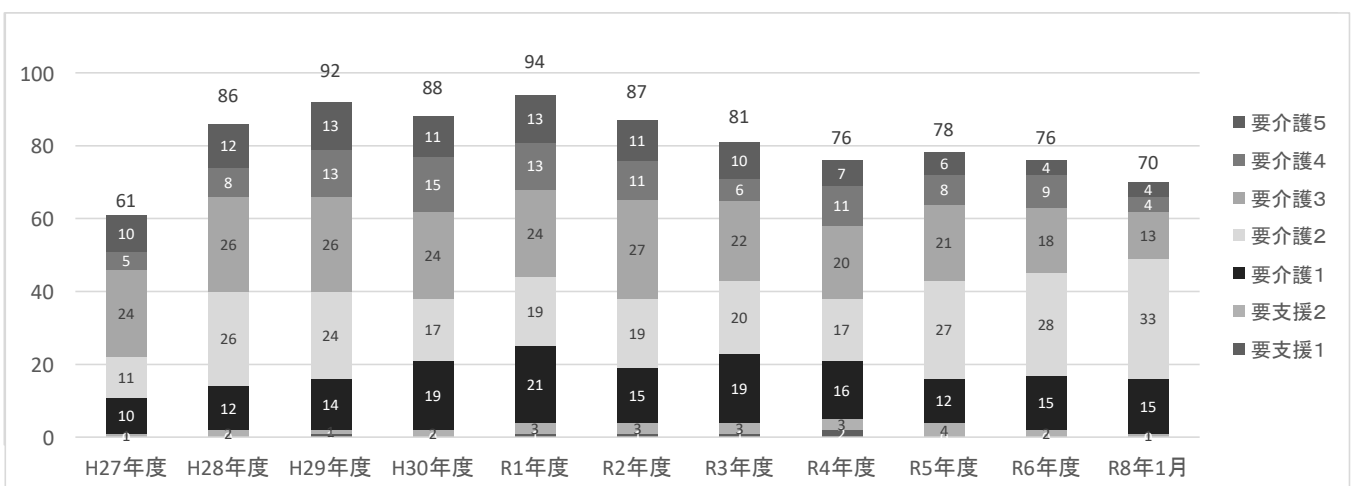
計画期間		要支援1	要支援2	支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
第6期	平成27年度	34	71	105	93	112	81	48	27	361	466
	平成28年度	25	77	102	73	106	72	43	31	325	427
	平成29年度	10	37	47	80	117	61	42	35	335	382
第7期	平成30年度	6	28	34	73	99	57	47	36	312	346
	令和元年度	9	25	34	96	95	63	41	34	329	363
	令和2年度	11	24	35	90	90	72	43	35	330	365
第8期	令和3年度	13	26	39	82	104	63	45	39	333	372
	令和4年度	12	34	46	88	109	56	59	31	343	389
	令和5年度	10	37	47	84	109	62	52	31	338	385
第9期	令和6年度	14	35	49	79	120	70	47	29	345	394
	令和8年1月	11	46	57	98	116	70	52	28	364	421



4 地域密着型介護(予防)サービス受給者数(事業年度末:2月末)

単位:人

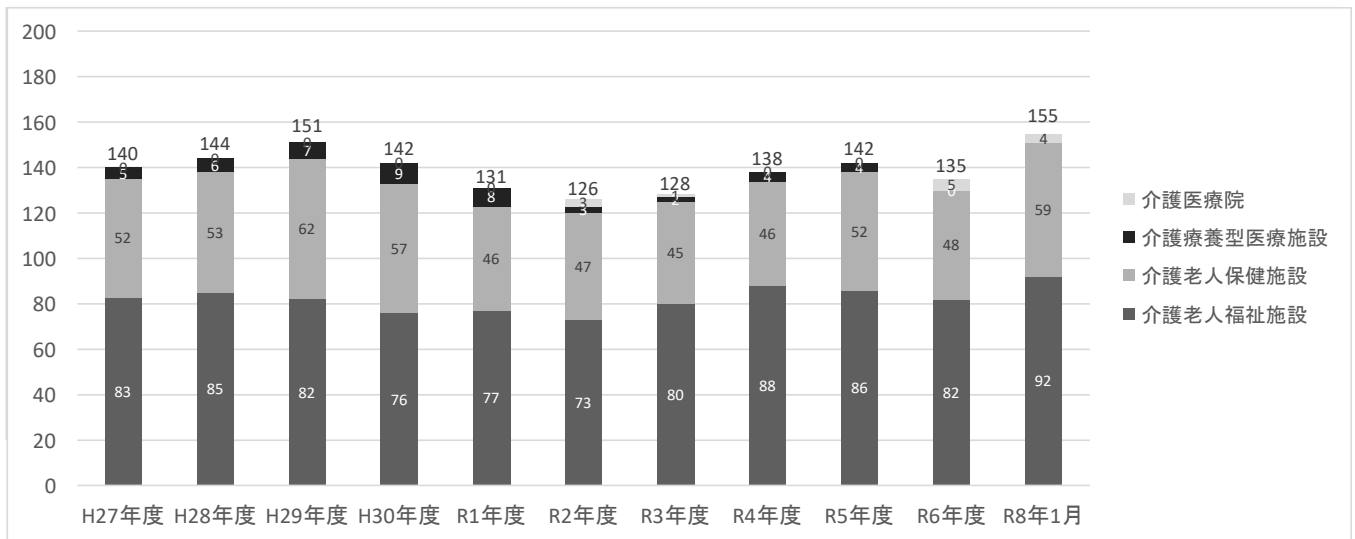
計画期間		要支援1	要支援2	支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
第6期	平成27年度	0	1	1	10	11	24	5	10	60	61
	平成28年度	0	2	2	12	26	26	8	12	84	86
	平成29年度	1	1	2	14	24	26	13	13	90	92
第7期	平成30年度	0	2	2	19	17	24	15	11	86	88
	令和元年度	1	3	4	21	19	24	13	13	90	94
	令和2年度	1	3	4	15	19	27	11	11	83	87
第8期	令和3年度	1	3	4	19	20	22	6	10	77	81
	令和4年度	2	3	5	16	17	20	11	7	71	76
	令和5年度	0	4	4	12	27	21	8	6	74	78
第9期	令和6年度	0	2	2	15	28	18	9	4	74	76
	令和8年1月	0	1	1	15	33	13	4	4	69	70



5 施設サービス受給者数(事業年度末:2月末)

単位:人

計画期間		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	小計
第6期	平成27年度	83	52	5	—	140
	平成28年度	85	53	6	—	144
	平成29年度	82	62	7	—	151
第7期	平成30年度	76	57	9	0	142
	令和元年度	77	46	8	0	131
	令和2年度	73	47	3	3	126
第8期	令和3年度	80	45	2	1	128
	令和4年度	88	46	4	0	138
	令和5年度	86	52	4	0	142
第9期	令和6年月	82	48	—	5	135
	令和8年1月	92	59	—	4	155





# 資料 2

## 第9期介護保険給付費及び地域支援事業費の負担割合

(令和6年度から令和8年度まで)

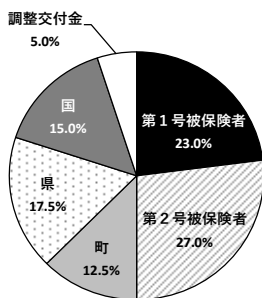
		公費負担			保険料		合 計
		50% (包括的支援事業・任意事業は77%)			50% (包括的支援事業・任意事業は23%)		
		国	県	町	第1号被保険者	第2号被保険者 (社会保険診療報酬支払基金)	
介護給付費	施設等給付費 (施設サービス)	国庫負担金 15% 調整交付金 +平均 5%	県費負担金 17.5%	負担金 12.5%	保険料 23%	介護給付費 交付金 27%	100%
	施設等給付費 以外 (居宅サービス)	20% 調整交付金 +平均 5%	12.5%				100%
地域支援事業費	介護予防事業 (介護予防・ 日常生活支援 総合事業)	地域支援事業 交付金 20% 調整交付金 +平均 5%	地域支援事業 交付金 12.5%	負担金 12.5%	保険料 23%	地域支援事業 支援交付金 27%	100%
	包括的支援事業・ 任意事業	25.0% +) 13.5% 38.5%	12.5% +) 6.75% 19.25%				12.5% +) 6.75% 19.25%

※ 調整交付金については、市町村間の保険料基準額の格差を是正するために、普通調整交付金が交付されます。  
具体的には下記のとおりです。

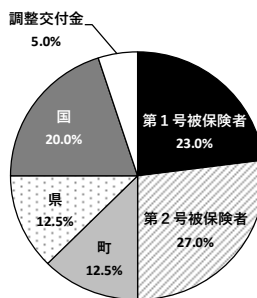
- (1) 後期高齢者加入割合 (要介護リスクの高い75歳以上の被保険者が第1号被保険者の総数に占める割合)
- (2) 所得段階別の第1号被保険者の分布状況 (所得段階別の加入割合)

※ 調整交付金が5%に満たない場合又は5%を超える場合は、介護保険料の負担割合 (23%) を調整します。

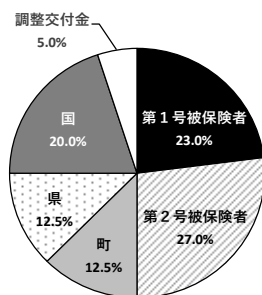
【施設等給付費】



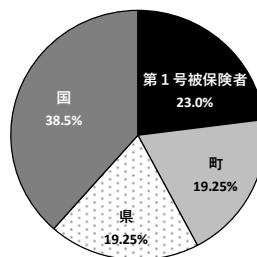
【施設等給付費以外】



【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



令和 8 年度

板倉町介護保険特別会計予算  
(案)

## (歳入)

款	項	令和8年度予算案
1 保 險 料		325,855
	1 介 護 保 險 料	325,855
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		262,075
	1 国 庫 負 担 金	230,008
	2 国 庫 補 助 金	32,067
4 支 払 基 金 交 付 金		361,396
	1 支 払 基 金 交 付 金	361,396
5 県 支 出 金		204,089
	1 県 負 担 金	191,511
	2 県 補 助 金	12,578
6 財 産 収 入		3
	1 財 産 運 用 収 入	3
7 繰 入 金		287,950
	1 一 般 会 計 繰 入 金	244,416
	2 基 金 繰 入 金	43,534
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		8
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	4
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	3
歳 入 合 計		1,441,378

(単位：千円)

令和7年度予算案	比 較	構成率 (%)		伸び率 (%)	
<b>313,993</b>	11,862	22.6		3.8	
313,993	11,862		22.6		3.8
1	0	0.0		0.0	
1	0		0.0		0.0
<b>252,910</b>	9,165	18.2		3.6	
224,524	5,484		16.0		2.4
28,386	3,681		2.2		13.0
<b>351,873</b>	9,523	25.1		2.7	
351,873	9,523		25.1		2.7
<b>198,581</b>	5,508	14.2		2.8	
186,960	4,551		13.3		2.4
11,621	957		0.9		8.2
3	0	0.0		0.0	
3	0		0.0		0.0
<b>280,686</b>	7,264	20.0		2.6	
234,219	10,197		17.0		4.4
46,467	△ 2,933		2.7		△ 6.3
1	0	0.0		0.0	
1	0		0.0		0.0
8	0	0.0		0.0	
4	0		0.0		0.0
1	0		0.0		0.0
3	0		0.0		0.0
<b>1,398,056</b>	43,322	100.1	99.8	3.1	3.1

## (歳出)

款	項	令和8年度予算案
1 総務費		58,419
	1 総務管理費	45,126
	2 徴収費	3,212
	3 介護認定審査会費	9,524
	4 趣旨普及費	231
	5 運営協議会費	326
2 保険給付費		1,297,036
	1 介護サービス等諸費	1,213,915
	2 介護予防サービス等諸費	22,375
	3 その他諸費	953
	4 高額介護サービス等諸費	21,612
	5 高額医療合算介護サービス等費	3,016
	6 特定入所者介護サービス等費	35,165
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		3
	1 基金積立金	3
5 地域支援事業費		80,505
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	34,336
	2 一般介護予防事業費	7,066
	3 包括的支援事業・任意事業費	38,990
	4 その他諸費	113
6 公債費		2
	1 公債費	2
7 諸支出金		412
	1 償還金及び還付加算金	410
	2 延滞金	1
	3 繰出金	1
8 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		1,441,378

(単位：千円)

令和7年度予算案	比 較	構成率 (%)		伸び率 (%)	
52,485	5,934	4.1		11.3	
39,280	5,846	3.1		14.9	
2,459	753	0.2		30.6	
10,226	△ 702	0.7		△ 6.9	
194	37	0.0		19.1	
326	0	0.0		0.0	
1,266,156	30,880	90.0		2.4	
1,183,504	30,411	84.2		2.6	
22,177	198	1.6		0.9	
949	4	0.1		0.4	
21,516	96	1.5		0.4	
3,002	14	0.2		0.5	
35,008	157	2.4		0.4	
1	0	0.0		0.0	
1	0	0.0		0.0	
3	0	0.0		0.0	
3	0	0.0		0.0	
73,997	6,508	5.6		8.8	
31,710	2,626	2.4		-	
5,320	1,746	0.5		-	
36,867	2,123	2.7		5.8	
100	13	0.0		-	
2	0	0.0		0.0	
2	0	0.0		0.0	
412	0	0.0		0.0	
410	0	0.0		0.0	
1	0	0.0		0.0	
1	0	0.0		0.0	
5,000	0	0.3		0.0	
5,000	0	0.3		0.0	
1,398,056	43,322	100.0	99.9	3.1	3.1

# 令和8年度介護保険特別会計歳入明細前年度比一覽

(単位：千円)

款 項 目		節 (区分)	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	差引	前年度 比
1 保険料		—	325,855	313,993	+11,862	+3.8%
1 介護保険料	1 保険料	1 現年度分特別徴収保険料	301,405	290,847	+10,558	+3.6%
		2 現年度分普通徴収保険料	24,050	22,746	+1,304	+5.7%
		3 滞納繰越分	400	400	0	0.0%
2 使用料及び手数料		—	1	1	0	0.0%
1 手数料	1 督促手数料	1 督促手数料	1	1	0	0.0%
3 国庫支出金		—	262,075	252,910	+9,165	+3.6%
1 国庫負担金	1 介護給付費負担金	1 現年度分	230,007	224,523	+5,484	+2.4%
		2 過年度分	1	1	0	0.0%
2 国庫補助金	1 調整交付金	1 現年度分	1,937	1,893	+44	+2.3%
	2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	1 現年度分	8,299	7,453	+846	+11.4%
	3 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	1 現年度分	14,792	13,974	+818	+5.9%
	4 保険者機能強化推進交付金	1 保険者機能強化推進交付金	2,570	1,800	+770	+42.8%
	5 介護保険保険者努力支援交付金	1 介護保険保険者努力支援交付金	4,467	3,264	+1,203	+36.9%
	6 介護保険事業費補助金	1 介護保険システム改修費補助金	1	1	0	0.0%
7 介護保険災害等臨時特例補助金	1 介護保険災害等臨時特例補助金	1	1	0	0.0%	
4 支払基金交付金		—	361,396	351,873	+9,523	+2.7%
1 支払基金交付金	1 介護給付費交付金	1 現年度分	350,188	341,850	+8,338	+2.4%
		2 過年度分	1	1	0	0.0%
	2 地域支援事業支援交付金	1 現年度分	11,206	10,021	+1,185	+11.8%
		2 過年度分	1	1	0	0.0%
5 県支出金		—	204,089	198,581	+5,508	+2.8%
1 県負担金	1 介護給付費負担金	1 現年度分	191,511	186,960	+4,551	+2.4%
2 県補助金	1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	1 現年度分	5,186	4,638	+548	+11.8%
	2 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	1 現年度分	7,392	6,983	+409	+5.9%
6 財産収入		—	3	3	0	0.0%
1 財産運用収入	1 利子及び配当金	1 利子及び配当金	3	3	0	0.0%
7 繰入金		—	287,950	280,686	+7,264	+2.6%
1 一般会計繰入金	1 介護給付費繰入金	1 現年度分	162,118	158,263	+3,855	+2.4%
	2 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	1 現年度分	5,186	4,638	+548	+11.8%
	3 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	1 現年度分	7,392	6,983	+409	+5.9%
	4 低所得者保険料軽減繰入金	1 現年度分	10,749	11,299	▲ 550	▲ 4.9%
	5 その他一般会計繰入金	1 職員給与等繰入金	37,158	35,798	+1,360	+3.8%
		2 事務費等繰入金	21,813	17,238	+4,575	+26.5%
2 基金繰入金	1 介護保険基金繰入金	1 介護保険基金繰入金	43,534	46,467	▲ 2,933	▲ 6.3%
8 繰越金		—	1	1	0	0.0%
1 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1	1	0	0.0%
9 諸収入		—	8	8	0	0.0%
1 延滞金、加算金 及び過料	1 第1号被保険者延滞金	1 第1号被保険者延滞金	3	3	0	0.0%
	2 過料	1 過料	1	1	0	0.0%
2 預金利子	1 預金利子	1 預金利子	1	1	0	0.0%
3 雑入	3 第三者納付金	1 第三者納付金	1	1	0	0.0%
	2 返納金	1 返納金	1	1	0	0.0%
	3 雑入	2 雑入	1	1	0	0.0%
歳入合計			1,441,378	1,398,056	+43,322	+3.1%

# 令和8年度介護保険特別会計歳出明細前年度比一覽

(単位：千円)

款 項 目		節 (区分)	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	差引	前年度 比
<b>1 総務費</b>		—	58,419	52,485	+5,934	+11.3%
1 総務管理費	1 一般管理費	—	45,126	39,280	+5,846	+14.9%
2 徴収費	1 賦課徴収費	—	3,212	2,459	+753	+30.6%
3 介護認定審査会費	1 認定調査等費	—	4,665	4,634	+31	+0.7%
	2 認定審査会共同設置負担金	—	4,859	5,592	▲ 733	▲ 13.1%
4 趣旨普及費	1 趣旨普及費	—	231	194	+37	+19.1%
5 運営協議会費	1 運営協議会費	—	326	326	0	0.0%
<b>2 保険給付費</b>		—	1,297,036	1,266,156	+30,880	+2.4%
1 介護サービス等 諸費	1 居宅介護サービス給付費	—	479,427	465,128	+14,299	+3.1%
	3 地域密着型介護サービス給付費	—	173,286	168,808	+4,478	+2.7%
	5 施設介護サービス給付費	—	504,630	492,759	+11,871	+2.4%
	7 居宅介護福祉用具購入費	—	2,016	2,016	0	0.0%
	8 居宅介護住宅改修費	—	5,361	5,361	0	0.0%
	9 居宅介護サービス計画給付費	—	49,191	49,428	▲ 237	▲ 0.5%
	2,4,6,10 特例介護サービス給付費	—	4	4	0	0.0%
2 介護予防サービス等 諸費	1 介護予防サービス給付費	—	11,255	11,171	+84	+0.8%
	3 地域密着型介護予防サービス給付費	—	5,332	5,332	0	0.0%
	5 介護予防福祉用具購入費	—	395	395	0	0.0%
	6 介護予防住宅改修費	—	2,124	2,124	0	0.0%
	7 介護予防サービス計画給付費	—	3,266	3,152	+114	+3.6%
	2,4,8 特例介護予防サービス給付費	—	3	3	0	0.0%
3 その他諸費	1 審査支払手数料	—	953	949	+4	+0.4%
4 高額介護 サービス等費	1 高額介護サービス費	—	21,512	21,416	+96	+0.4%
	2 高額介護予防サービス費	—	100	100	0	0.0%
5 高額医療合算 介護サービス等費	1 高額医療合算介護サービス費	—	3,006	2,992	+14	+0.5%
	2 高額医療合算介護予防サービス費	—	10	10	0	0.0%
6 特定入所者 介護サービス等費	1 特定入所者介護サービス費	—	35,063	34,906	+157	+0.4%
	3 特定入所者介護予防サービス費	—	100	100	0	0.0%
	2,4 特例特定入所者介護(予防)サービス費	—	2	2	0	0.0%
<b>3 財政安定化基金拠出金</b>		—	1	1	0	0.0%
1 財政安定化基金拠出金	1 財政安定化基金拠出金	—	1	1	0	0.0%
<b>4 基金積立金</b>		—	3	3	0	0.0%
1 基金積立金	1 基金積立金	—	3	3	0	0.0%

# 令和8年度介護保険特別会計歳出明細前年度比一覽

(単位：千円)

款 項 目	節 (区分)	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	差引	前年度 比	
<b>5 地域支援事業費</b>	—	<b>80,505</b>	<b>73,997</b>	<b>+6,508</b>	<b>+8.8%</b>	
1 介護予防・生活支援 サービス事業費	1 介護予防・生活支援 サービス事業費	小 計	34,336	31,710	+2,626	+8.3%
		1 総合事業費精算事業	1	1	0	0.0%
		2 介護予防・生活支援 サービス事業	34,335	31,709	+2,626	+8.3%
2 一般介護予防事業費	1 一般介護予防事業費	小 計	7,066	5,320	+1,746	+32.8%
		1 介護予防普及啓発事業	1,434	2,615	▲ 1,181	▲ 45.2%
		2 地域介護予防 活動支援事業	3,847	2,418	+1,429	+59.1%
		3 一般介護予防事業 評価事業	1,587	10	+1,577	+15770.0%
		4 地域リハビリテーション 活動支援事業	198	277	▲ 79	▲ 28.5%
3 包括的支援事業・ 任意事業費	1 包括的支援事業費	小 計	36,703	34,447	+2,256	+6.5%
		1 包括的・継続的ケア マネジメント支援事業	656	686	▲ 30	▲ 4.4%
		2 権利擁護事業	135	209	▲ 74	▲ 35.4%
		3 総合相談支援事業	959	995	▲ 36	▲ 3.6%
		4 在宅医療・介護連携 推進事業	1,554	1,571	▲ 17	▲ 1.1%
		5 生活支援体制整備事業	2,000	2,000	0	0.0%
		6 認知症総合支援事業	0	0	0	0.0%
		7 認知症初期集中支援 推進事業	356	356	0	0.0%
		8 認知症地域支援・ケア 向上事業	368	192	+176	+91.7%
		9 認知症サポーター活動 推進・地域づくり 推進事業	57	53	+4	+7.5%
		10 地域ケア会議推進事業	47	54	▲ 7	▲ 13.0%
		11 職員人件費	22,381	20,951	+1,430	+6.8%
		12 会計年度任用職員経費	8,190	7,380	+810	+11.0%
	2 任意事業費	小 計	2,287	2,420	▲ 133	▲ 5.5%
		1 成年後見制度 利用支援事業	340	360	▲ 20	▲ 5.6%
		2 家族介護支援事業	19	19	0	0.0%
		3 地域資源ネットワーク 形成事業	60	90	▲ 30	▲ 33.3%
		4 認知症サポーター等 養成事業	64	64	0	0.0%
		5 介護給付費等適正化事業	1,674	1,702	▲ 28	▲ 1.6%
		6 認知症高齢者見守り事業	130	185	▲ 55	▲ 29.7%
4 その他諸費	1 総合事業 審査支払手数料	—	113	100	+13	+13.0%
<b>6 公債費</b>	—	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0.0%</b>	
1 公債費	1 公債費	—	2	2	0	0.0%
<b>7 諸支出金</b>	—	<b>412</b>	<b>412</b>	<b>0</b>	<b>0.0%</b>	
1 償還金及び還付加算金	1 第1号被保険者保険料 還付金	—	400	400	0	0.0%
	2 償還金	—	9	9	0	0.0%
	3 第1号被保険者 還付加算金	—	1	1	0	0.0%
2 延滞金	1 延滞金	—	1	1	0	0.0%
3 繰出金	1 繰出金	—	1	1	0	0.0%
<b>8 予備費</b>	—	<b>5,000</b>	<b>5,000</b>	<b>0</b>	<b>0.0%</b>	
1 予備費	1 予備費	—	5,000	5,000	0	0.0%
<b>歳出合計</b>		<b>1,441,378</b>	<b>1,398,056</b>	<b>+43,322</b>	<b>+3.1%</b>	



## 保険者機能強化推進交付金及び 介護保険保険者努力支援交付金について

### 1 保険者機能強化推進交付金とは

保険者機能強化推進交付金は、都道府県及び市町村が高齢者の自立支援や重度化防止、介護予防などに取り組むことを支援するため、国が指標を作成しその達成状況を評価して交付する財政的インセンティブです。平成30年度から実施されており、成果に応じて交付金が支給されます。交付金の評価指標は、次のとおりです。

- (1) PDCAサイクルの活用：保険者機能の強化を図るための取組
- (2) ケアマネジメントの質の向上：適切なケアが提供されるようにする取組
- (3) 地域ケア会議の活性化：多職種連携による地域での連携強化
- (4) 介護予防の推進：高齢者が要介護状態になることを防ぐための活動
- (5) 介護給付適正化事業の推進：介護サービスの適切な利用を促す取組
- (6) 要介護状態の維持・改善度合い：高齢者の状態が維持・改善されたかどうかの成果

### 2 介護保険保険者努力支援交付金とは

介護保険保険者努力支援交付金は、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、新たに創設された財政的インセンティブです。令和2年度から実施されており、介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化しています。交付金の評価指標は、次のとおりです。

- (1) 目標Ⅰ：持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする
  - ・地域の介護保険事業の特徴を把握し、地域住民に共有できているか。
  - ・介護給付費適正化事業が効果的に実施されているか。
  - ・地域包括ケア「見える化」システムを活用し、サービス資源や給付費の現状把握及び分析を行っているか。
  - ・日常生活圏域別の特徴を把握・整理し、住民への周知を行っているか。
- (2) 目標Ⅱ：年齢を重ねても自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けることを支える
  - ・介護予防・重度化防止の取組が、データに基づいて計画・実施されているか。
  - ・地域ケア会議が活性化しているか。
  - ・ケアマネジメントの質が向上しているか。
- (3) 目標Ⅲ：介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する
  - ・地域における介護人材の確保・定着のための取り組みが行われているか。
  - ・庁内・庁外の関係者との連携体制が確保されているか。

### 3 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の集計結果

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価結果については、市町村ごとの人口規模、地理的条件、地域資源、職員体制、取組の優先度など取組の前提条件にかかわらず全国一律の評価指標を用いて集計しています。

保険者機能強化推進交付金は平成30年度から、介護保険保険者努力支援交付金は令和2年度から厚生労働省ホームページ等で都道府県及び市町村別の評価指標及び集計結果を公表しています。市町村別集計結果では、全市町村及び第1号被保険者の人数別（板倉町は、3,000人以上10,000人未満の部）で得点順位が掲載されています。

#### 4 板倉町における令和8年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の集計結果

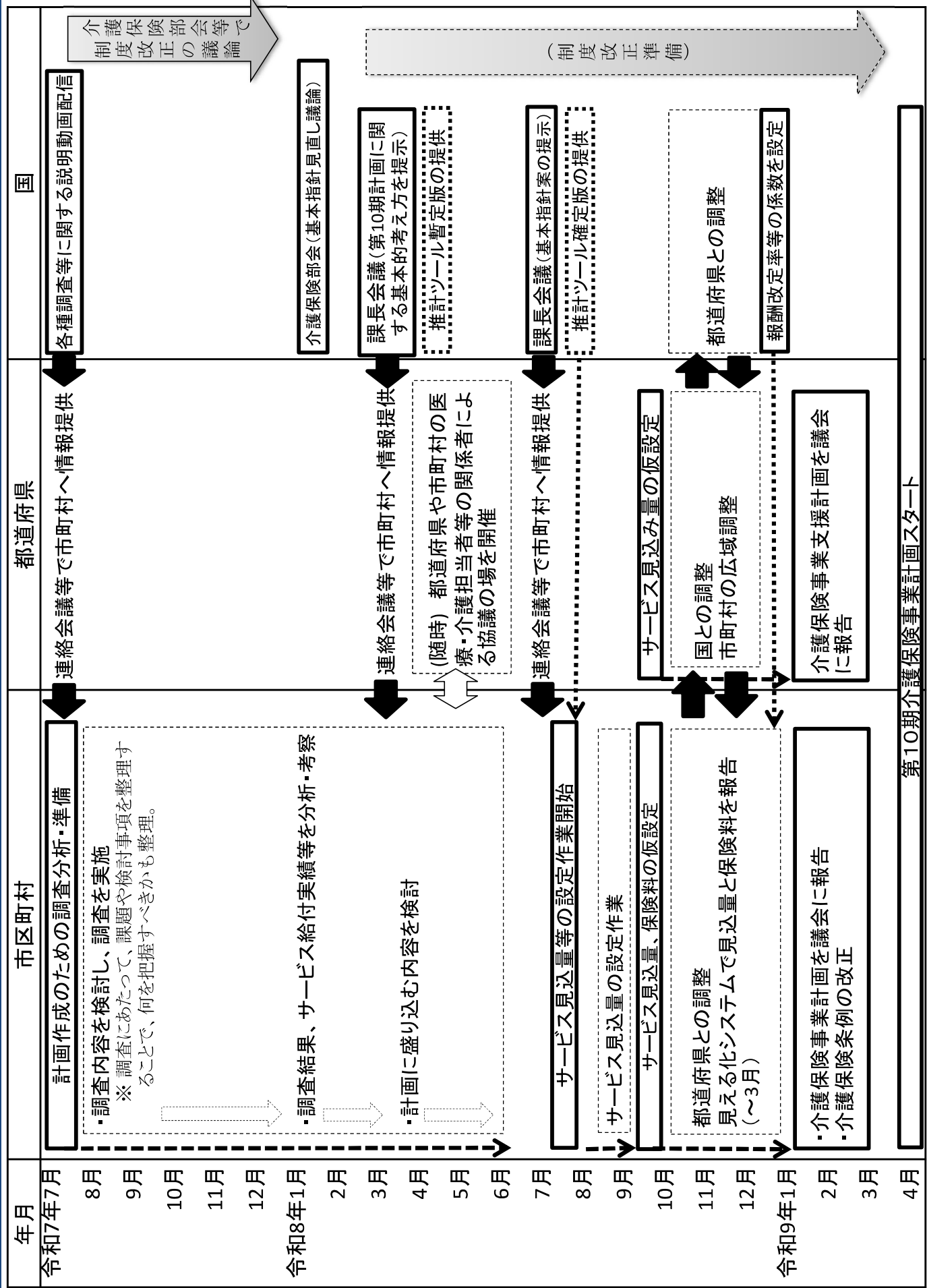
---

板倉町の結果は、得点率79.4%（全国平均得点率54.4%）でした。順位は下記のとおりであり、過去最高位となりました。交付額は、7,037千円（推進交付金2,570千円、支援交付金4,467千円）となり、前年度の交付額5,064千円（推進交付金1,800千円、支援交付金3,264千円）と比べて1,973千円増加しました。

- (1) 全市町村別：**第9位**（全1,741市町村中）  
→令和7年度 763位（全1,741市町村中）
- (2) 第1号被保険者の人数別：**第4位**（全535市町村中）
- (3) 群馬県内：**第1位**（全35市町村中）  
→令和7年度 10位（全35市町村中）

# 第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール

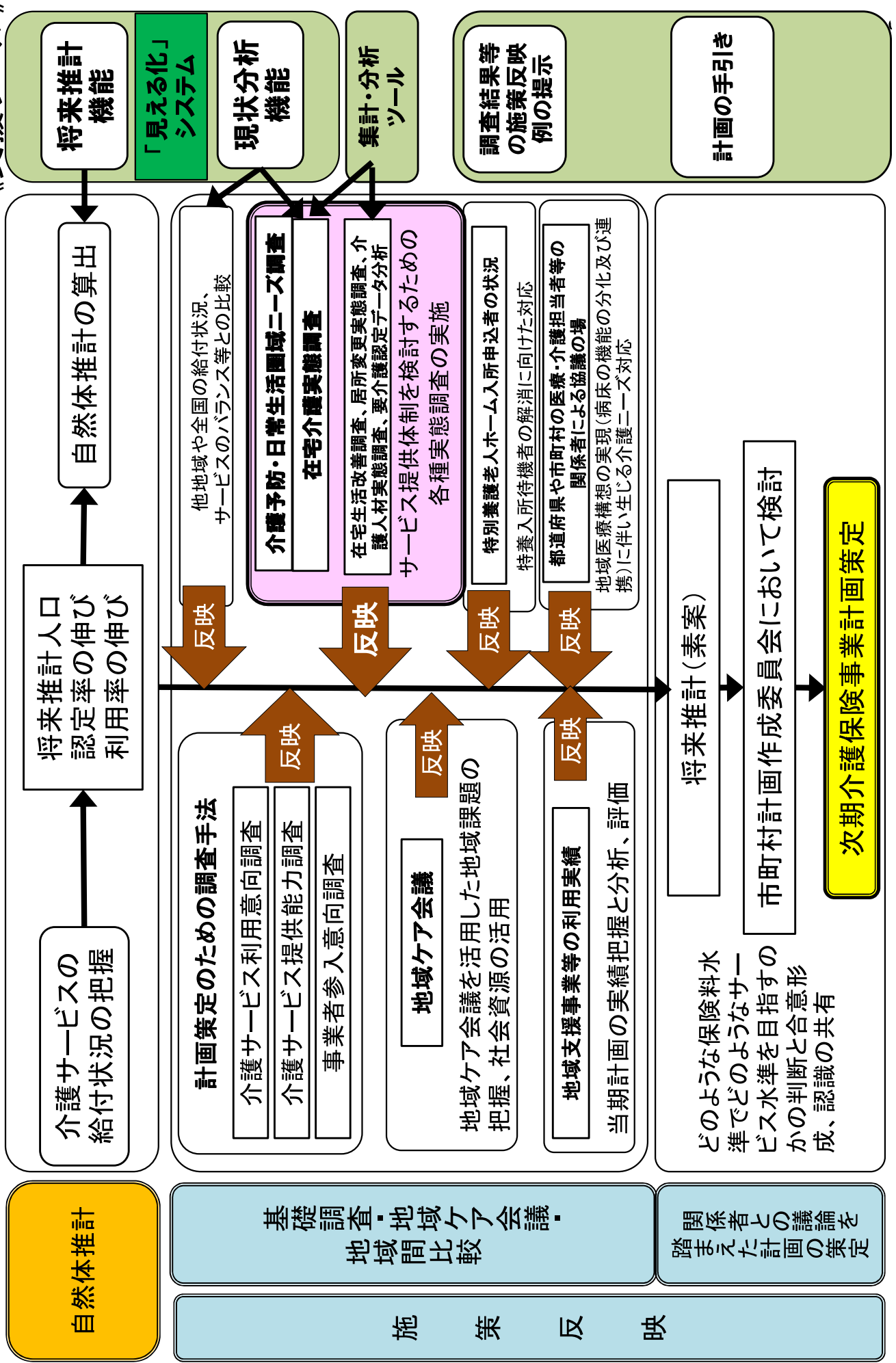
## 資料 4



第10期介護保険事業計画スタート

# 介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ

## 《作成プロセス》



## 板倉町高齢者福祉計画策定懇談会について

### 1 組織の内容

板倉町高齢者福祉計画作成懇談会設置要綱（以下「要綱」といいます。）第2条の規定により、懇談会は委員15人以内で構成し、委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱します。

- (1) 保健・医療関係の代表者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 町内介護保険事業者の代表者
- (4) 学識経験者又は識見を有する者
- (5) 介護保険法に基づく被保険者の代表者

※ 懇談会の委員の要件は、上記のとおりであり、介護保険運営協議会委員と要件は同じです。このため、介護保険等運営協議会委員12人のほかに識見を有する者として「行政区長会長」「民生委員・児童委員協議会長」及び「老人クラブ連合会長」の3人を加えた計15人を委員として委嘱することを予定しています。

### 2 協議事項

要綱第3条の規定により懇談会は、次に掲げる事項について協議します。

- (1) 板倉町老人福祉計画の見直しに関する事項
- (2) 板倉町介護保険事業計画策定に関する事項
- (3) その他高齢者が安心して暮らせるまちづくりに関する必要な事項

### 3 任期

要綱第6条の規定により委員の任期は、第3条の事項についての協議が終了した日までとします。

※ 具体的には、令和8年度末までとなります。

### 4 懇談会の開催

令和8年度中に計4回の実施を予定しています。

第1回（10月）：計画の概要並びに在宅介護実態調査及び日常生活圏域ニーズ調査結果の報告

第2回（12月）：介護給付費見込み量及び計画素案の検討

第3回（1月）：計画素案及び介護保険料の検討

第4回（2月）：計画の決定

※ 高齢者福祉計画は、板倉町議会基本条例第8条の地方自治法第96条第2項の議決事件ではありませんが、計画策定後に全員協議会で報告します。

## 5 参 考

---

前回(令和5年度)の策定懇談会の実施状況は、次のとおりでした。

【 第1回(10月30日) 】

- ・会長及び副会長の選出
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果報告について
- ・その他各種調査の結果報告について
- ・板倉町高齢者福祉計画(板倉町老人福祉計画・板倉町第9期介護保険事業計画)の策定について

【 第2回(12月26日) 】

- ・第9期介護保険事業計画における介護保険第1号被保険者の介護保険料について
- ・板倉町高齢者福祉計画(板倉町老人福祉計画・板倉町第9期介護保険事業計画)概要版及び素案について

【 第3回(2月13日) 】

- ・第9期介護保険事業計画における介護保険第1号被保険者の介護保険料について
- ・板倉町高齢者福祉計画(板倉町老人福祉計画・板倉町第9期介護保険事業計画)素案に関するパブリックコメントの実施及び結果について
- ・板倉町高齢者福祉計画(板倉町老人福祉計画・板倉町第9期介護保険事業計画)素案及び概要版の変更点について

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく老人福祉計画の見直し並びに介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業計画を策定するため、板倉町高齢者福祉計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 懇談会は、委員15人以内で構成し、委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係の代表者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 町内介護保険事業者の代表者
- (4) 学識経験者又は識見を有する者
- (5) 介護保険法に基づく被保険者の代表者

(協議事項)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 板倉町老人福祉計画の見直しに関する事項
- (2) 板倉町介護保険事業計画策定に関する事項
- (3) その他高齢者が安心して暮らせるまちづくりに関する必要な事項

(役員)

第4条 懇談会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 懇談会には、必要に応じて委員以外の事案に関係する者を出席させ、意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第3条の事項についての協議が終了した日までとする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第21号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月9日告示第56号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年6月29日告示第55号)

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成26年10月7日告示第67号)

この告示は、公布の日から施行する。

# 令和8年度板倉町地域包括支援センター運営方針 について

## 1 概 要

地域包括支援センター（以下「センター」といいます。）の設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図らなければならないこととされています。また、市町村は、定期的にセンターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じなければならないこととされています。このため、国は令和元年度からセンター用と市町村用のそれぞれの評価指標を定めています。評価指標の項目は、センター用と市町村用で共通しています（下記参照）。

市町村は、センターの事業について実施状況を把握し、その結果について地域包括支援センター運営協議会等で検討を行う等の取組を通じて、効果的な事業実施のための適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進めることが求められています。

なお、この評価結果は、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標としても活用することになっています。

### 【 評価指標の項目 】

- 1 地域包括ケアシステムの構築・推進
- 2 組織・運営体制
- 3 総合相談支援事業
- 4 権利擁護事業
- 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- 6 地域ケア会議
- 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
- 8 包括的支援事業（社会保障充実分）

※ 評価項目中、センター用は26の活動目標、市町村用は24の活動目標と活動目標に付随する取組内容あり

## 2 令和8年度板倉町地域包括支援センター運営方針

国が定めた評価指標は令和6年度に見直され、その内容を踏まえて板倉町地域包括支援センター運営方針を定めました。今般、評価指標の取組内容を精査して運営方針を改め、令和8年度板倉町地域包括支援センター運営方針を策定しました。

---

令和8年度板倉町地域包括支援センター  
運営方針（案）

---

令和8年4月

板倉町役場健康介護課

## 【 目次 】

I	方針策定の趣旨	3
II	地域包括支援センターの目的	3
III	地域包括支援センターの設置及び体制	3
IV	運営の基本方針	3
1	地域包括ケアの推進	3
2	「協働性」の視点	3
3	「公益性」の視点	3
4	「地域性」の視点	4
5	センターの機能強化	4
V	業務の実施方針	4
1	基本的事項	4
(1)	事業計画の策定	
(2)	職員の姿勢	
(3)	職員のスキルアップ	
(4)	センターのマネジメント	
(5)	きめ細やかな相談支援、記録の実施	
(6)	行政機関等との連携強化	
(7)	広報活動	
(8)	法令の遵守	
(9)	個人情報保護	
(10)	苦情対応	
(11)	カスタマーハラスメントの対応	
(12)	業務効率化	
(13)	評価	
2	総合相談支援業務	6
(1)	地域におけるネットワークの構築	
(2)	実態把握	
(3)	総合相談支援	
(4)	複合的課題を持つ世帯への対応	
(5)	介護離職の防止	
3	権利擁護業務	7
(1)	高齢者虐待の防止、早期発見	
(2)	成年後見制度の活用促進	
(3)	消費者被害の防止	
4	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	8
(1)	包括的・継続的なケア体制の構築	
(2)	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	
(3)	日常的な個別指導・相談	
(4)	困難事例等への指導・助言	

5	在宅医療・介護連携推進事業	9
6	生活支援体制整備事業	9
7	認知症総合支援事業	10
8	地域ケア会議推進事業	10
9	介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）	10
10	一般介護予防事業	11
11	指定介護予防支援事業	11

## I 方針策定の趣旨

---

この「板倉町地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」といいます。）第115条の47第1項の規定及び第9期板倉町介護保険事業計画に基づき、当町の地域包括支援センター（以下「センター」といいます。）の目的、運営上の基本的な考え方及び理念並びに業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的かつ効果的な実施に資することを目的とします。

## II 地域包括支援センターの目的

---

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置します。

また、当町の地域包括ケアシステムの深化・推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別支援や地域におけるネットワークの構築等、地域の高齢者に関する様々なニーズに応えることのできる地域に密着したワンストップの総合相談拠点を目指します。

## III 地域包括支援センターの設置及び体制

---

町は、法第115条の46に基づきセンターの設置者としてセンターの設置及び運営目的を達成するための体制整備に努め、地域の関係機関の連携体制の構築などの重点的な取組について、町とセンターが共通認識のもと、協働して適切な運営に努めます。

【参考：板倉町地域包括支援センター規則】

## IV 運営の基本方針

---

### 1 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護・医療・福祉サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じて切れ目なく提供することが必要です。センターは、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助及び支援を包括的に行います。

### 2 「協働性」の視点

センターに保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の三職種を配置し、専門職がその専門性を活用しながら相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践することで相談支援や地域課題に対応します。更に、地域の保健・福祉・医療の専門職や機関、民生委員等の関係者、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら業務を推進します。

### 3 「公益性」の視点

センターは、町の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。なお、センターの運営費用は、町民の負担する介護保険料並びに国、県及び町の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

#### 4 「地域性」の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域内の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。また、地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議、その他地域で行われている活動等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、その解決に向けて地域と連携して取り組みます。

#### 5 センターの機能強化

センターが地域において求められる機能を十分に発揮するためには、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センター及び町が事業の質の向上のための必要な改善を図っていくことが重要です。このため、国が定める業務の取組状況に関する評価指標に基づき、地域包括支援センター運営協議会の議を経てセンターの機能強化を図ることで、地域包括ケアシステムの深化・推進の取組を加速させます。

## V 業務の実施方針

---

### 1 基本的事項

#### (1) 事業計画の策定

センターは、板倉町高齢者福祉計画（板倉町老人福祉計画・板倉町第9期介護保険事業計画）を踏まえて地域の実情に応じて必要となる重点課題、目標及び取組を設定し、当該年度の地域支援事業実施計画（以下「実施計画」といいます。）を策定します。その中で一般高齢者や介護支援専門員をはじめとした医療・介護サービス従事者等の専門職を対象にした健康づくり・介護予防教室、研修会、事例検討会等の開催計画を個別に作成します。実施計画は、年度ごとに評価し、課題を抽出して翌年度以降の重点目標として掲げて実施計画、板倉町高齢者福祉計画等に反映するとともにセンターの業務改善に取り組んでいきます。

#### (2) 職員の姿勢

センターの職員は、高齢者自身の意思を尊重し、町高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで継続できるよう支援することを念頭において業務を遂行します。特に、判断能力の低下した高齢者の支援に当たっては、尊厳を保持し、代弁者としての視点を意識して業務を遂行することに努めます。

#### (3) 職員のスキルアップ

センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等業務に必要な知識及び技術の習得を目的としたOFF-JTによる研修等に積極的に参加します。また、自己研鑽のため各種資格の取得に努め、必要に応じその費用を助成します。各職員が学んだ内容を全職員に伝達し共有することにより、センター全体のスキルアップに努めます。

#### (4) センターのマネジメント

センターの責任者は、センター職員を統括しセンター職員に対しスーパービジョン及びコンサルテーションが受けられるよう配慮します。センター職員は、その有する資格や技術に応じ専門性を十分に発揮するためにチームアプローチを実践して実施計画に定めた各種事業に取り組みます。取組に当たっては、特定の職員に業務が偏らないように主担当・副担当制を採用し、年度ごとに業務を調整します。

センター業務において各職員の能力及び技術を最大限に発揮し、チームアプローチを拡充するには、職員の心身の健康が不可欠です。このため積極的な休暇の取得及びストレスチェック等の健康づくりの取組に励みます。

(5) きめ細やかな相談支援及び記録の実施

センターには高齢者に関する様々な内容の相談が寄せられます。これらの相談に対して、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を実施します。その際には相談者が置かれている環境に応じて、個室対応や自宅等への訪問により相談者のプライバシーが確保され、十分に意思表示ができるよう配慮します。また、継続的な支援を重視し、高齢者の心身の状況の変化等に合わせた適切な対応が図れるよう努め、その経過について記録するとともに週1回程度センター職員間で情報共有し、迅速かつ適切な利用者支援に努めます。なお、センターが受けた介護サービスに関する相談については、必要に応じて随時、報告及び協議を行うほか、月に1回、相談回数等を取りまとめた報告書を町に提出します。介護支援専門員から受けた相談事例についても、内容を整理・分類を行い、経年的に件数の把握を行います。

(6) 行政機関等との連携強化

地域包括ケア推進の中核機関であるセンターの業務は多岐に渡り、業務を推進する上では町の関係課局や関係機関との緊密な連携が必要です。支援が困難なケース等についても迅速に対応できるよう日常的に連携を図ります。また、特に高齢者支援に身近な下記機関との連携を強化していきます。

ア 板倉町地域包括支援センター運営協議会

地域の医療、介護及び福祉の関係機関、被保険者並びに学識経験者が参加する会議体です。センターが公平性及び中立性をもって適切に運営されているか等について協議を行います。また、センターの評価を一義的に担います。

【参考：板倉町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会設置要綱】

イ 民生委員児童委員協議会

民生委員児童委員協議会定例会に参加し、情報交換及び情報共有により地域の高齢者の状況を把握することで民生委員児童委員との連携を強化していきます。また、センター職員との顔の見える関係を構築し、事例等の早期対応につなげます。

ウ 警察署・消防署

消費者被害及び高齢者虐待の未然防止並びに発生時の対応、徘徊等による認知症高齢者の安全確保等のために、警察署と情報共有し連携を強化していきます。また、医療と介護を必要とし、救急対応に迫られた高齢者の生命を守るため、消防署と情報共有し連携を強化していきます。

エ その他地域との連携

地域に根ざした各種団体の会議、研修、地域行事等に積極的に参加し、地域の情報や課題を把握するとともに協力関係を深めます。

(7) 広報活動

センターの業務を適切に実施するとともに、業務への理解と協力を得るため、広報紙やホームページ、地域行事への参加等をとおして業務内容、相談窓口、連絡先等の広報活動を行います。また、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」を活用して、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表し、適宜、更新を行います。

(8) 法令の遵守

センターの運営等に当たっては、関係法令等を理解し、その遵守を徹底します。

(9) 個人情報の保護

センターは業務上、高齢者やその家族等の個人情報を知り得る立場にあります。その保護については、個人情報保護法及び**板倉町個人情報の保護に関する法律施行条例**に基づき情報の漏えい防止、第三者への情報提供、目的外利用の禁止等の情報管理を徹底します。また、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを委託する居宅介護支援事業所にも同様に助言・指導します。

(10) 苦情対応

**個人情報の漏えい及びセンターが受けたセンター又はサービスに関する苦情等**については、その内容を記録して保険者と共有し迅速かつ適切に対応します。**また、苦情については、センターの業務改善に反映していきます。**

(11) カスタマーハラスメントの対応

利用者及びその家族からの苦情が社会通念上不相当であり、かつ、センターの業務が阻害されるようなときは、**板倉町職員のハラスメントの防止等に関する規程**に基づき対応します。また、カスタマーハラスメントに関する知識や対応技術の習得のために研修等に積極的に参加します。

(12) 業務効率化

センター職員は、**タブレットやケアプランデータ連携システム等のICTを活用し業務効率化に取り組みます。**

(13) 評価

センターが地域で求められる機能を十分に発揮するために、自己評価や外部評価を通じて人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価します。また、評価の結果を踏まえて事業の質の向上のために必要な改善を図るとともにセンターの事業の内容及び運営状況に関する情報をホームページや板倉町地域包括支援センター運営協議会等で公表するよう努めます。

## 2 総合相談支援事業

総合相談支援事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とします。

(1) 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者の把握及び継続的な支援を行うために、高齢者に関わる保健、医療、介護、福祉、生活サービス関係者、行政区、民生委員児童委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等地域における様々な関係者**から情報、相談等が寄せられるよう**ネットワークの構築に努め、**そのネットワークの活用に向けて情報を適切に管理します。**また、継続的な支援を要する高齢者については、心身の状況の変化等に合わせて適切に対応するよう、関係者と連携や情報共有を図りながら状況の把握や支援を行います。

## (2) 実態把握

(1)で構築したネットワークを活用するとともに、高齢者本人、家族、民生委員児童委員、医療機関、介護サービス事業者、ひとり暮らし高齢者等訪問事業の訪問調査員等様々な機関や関係者と連携しながら、訪問、電話、メール等の手段を用いて支援を必要とする高齢者やその家族の状況を把握します。また、必要に応じて適切なサービスや制度につなぎ、生活上の支援を行います。

## (3) 総合相談支援

高齢者に関する様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等の情報提供や関係機関の紹介等を行います。専門的な関与や緊急対応が必要な場合には、より詳細な情報収集を行い、課題を明確にした上で適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行います。また、高齢者を取り巻く様々な環境を踏まえて、保健福祉サービスの代行申請等の支援を行うとともに、当該高齢者の現状把握を行います。

なお、受託した相談は、**記録に残した上で類型化して町及び関係機関と共有するとともに、次の場合には相談を終結とします。**

ア 相談者の主訴が解決し、主訴以外に解決すべき困難な問題がなく、高齢者の自立支援が期待できる場合

イ 医療、介護、福祉等の適切な機関や親族につなぐことができ、高齢者の自立支援に当たって適切な引継ぎが確認された場合

ウ 転出、死亡等により現に居住実態がなく、支援の必要がなくなった場合

## (4) 複合的課題を持つ世帯への対応

高齢者が属する世帯において、介護、子育て、障害、生活困窮等複合的な課題を持つ世帯が増加しています。ヤングケアラー、**ダブルケアラー**、8050問題等はその最たるものであります。センターはそれらの世帯に対して**早期発見・早期対応するために、本人や家族等の意思を尊重した上で関係機関と情報共有し家族介護者のニーズの把握、関係機関リストの作成、記録の整理、複合的課題の実態や特徴の把握、関係課局や関係機関との調整会議等**を通じて課題からの脱却と自立に向けた支援を行います。

## (5) 介護離職の防止

要介護者と同居している家族等主介護者の介護離職を防止するために、センターは相談を受託し各種社会保障制度の案内を行うほか、必要に応じて労働又は雇用関連の専門職や関係機関につなげます。また、公民館で開催するあんしん介護相談会で介護離職防止を含めた相談に対応します。

## 3 権利擁護事業

権利擁護事業は、地域の住民、民生委員児童委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない又は適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行うことを目的とします。**この目的を達成するためにすべてのセンター職員は、権利擁護に関する研修を受講します。**

### (1) 高齢者虐待の防止及び早期発見

高齢者虐待の事例を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」及び「板倉町高齢者虐待防止事業実施要綱」に基づき、48時

間以内に当該高齢者の訪問等により状況を把握した上で、町と連携を図り迅速かつ適切な対応を行います。対応に当たっては、生命の安全を確保する必要がある場合は、被虐待者と虐待者を分離し介護サービス事業者の協力を得て一時保護を行います。分離の必要がない場合は、地域の協力を得て、地域住民、行政区、民生委員児童委員などと連携しながら見守りを実施します。また、多くの町民に高齢者虐待防止の理解を深めてもらい、虐待の予防及び抑制が図れるよう、町と連携して啓発活動に努めます。

**【 参考：板倉町高齢者虐待防止事業実施要綱 】**

(2) 成年後見制度の活用促進

加齢や疾患により判断能力が低下し、成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者及びその親族等の関係者に対して、成年後見制度について説明します。その結果、申立てを行う場合には家庭裁判所、司法書士や行政書士等の法律専門職、法テラス等の関係機関の紹介等を行います。申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、町長申立てにつなげる支援を行います。また、成年後見制度の普及啓発を目的として町民及び医療・介護サービス従事者を対象に研修会を実施します。

**【 参考：板倉町成年後見制度における町長申立に関する要綱、板倉町成年後見制度利用支援事業実施要綱 】**

(3) 消費者被害の防止

消費者被害から高齢者を守るために、民生委員児童委員や介護サービス事業者等の日頃から高齢者と接する機会の多い関係者や警察署から情報収集することに努めます。また、国民生活センター並びに県及び町消費生活センターと連携を図り、消費者被害に関する情報を共有し、**高齢者のみ世帯、民生委員児童委員、介護サービス事業者等に**周知することで被害の未然防止及び問題の早期解決に当たります。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とします。

(1) 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。また、介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

(2) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、町内の介護支援専門員が集う場であり、情報共有の場となるケアマネカフェを定期的で開催し、介護支援専門員のネットワーク構築やケアマネジメントの質の向上を図ります。**ケアマネカフェ等を通じて実施計画に定めた介護支援専門員を対象とした研修会等の開催計画を提示します。**また、**会議以外の様々な場を通じて**介護支援専門員に対してアンケートやヒアリングを行い、包括的・継続的なケアマネジメントを行うための課題を抽出して、課題解決を図っていきます。

### (3) 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員の日常的なケアマネジメント業務の実施に関し、三職種の特性に応じて専門的な見地から個別指導や相談への対応を行います。また、介護支援専門員の資質向上を図る観点から、制度や施策等に関する情報提供等を迅速に行います。

### (4) 困難事例等への指導・助言

介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言を行います。また、必要に応じて、利用者宅、施設、病院等への同行訪問による支援を行います。

## 5 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とします。センターは、町が実施主体となって推進する以下(1)から(6)までの事業に関して、適宜協力及び開催支援等を行い、町、二次医療圏の行政、医療、救急、介護等の関係機関、館林市邑楽郡医師会及び在宅医療介護連携相談センターたておうと協働して取組を推進します。在宅医療介護連携相談センターたておうが受託した当町に分類される相談は、適宜共有し課題解決に取り組みます。

#### (1) 地域の医療・介護の資源の把握

#### (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

#### (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

#### (4) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

#### (5) 地域住民への普及啓発

#### (6) 医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援

【参考：板倉町在宅医療・介護連携推進事業実施要綱、在宅医療・介護連携推進事業の手引きver. 4】

## 6 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の高齢者が増加する中、医療又は介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である町が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化並びに高齢者の社会参加及び介護予防の推進を一体的に図っていくことを目的とします。センターは、町社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーター、町が設置主体となる協議体、町消費生活センター等と連携して事業を実施します。町と協働して、町全体更には小学校区単位での地域課題及び社会資源を抽出して共有し、高齢者の生活を支えるサービスの開発、既存の人的又は物的社会資源の活用等の取組を推進します。また、生活支援コーディネーター、協議体等と協働して地域活動に取り組みます。

【参考：板倉町生活支援体制整備事業実施要綱】

## 7 認知症総合支援事業

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「認知症施策推進基本計画」に基づき、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスが提供される仕組みづくりや、医療や介護に携わる関係者の認知症の早期診断・早期対応をはじめ、家族に対する支援など、センター、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員が連携して情報共有し施策の充実を図ります。更に若年性認知症や高次脳機能障害となった人などを含む第二号被保険者への支援について、障害者相談支援事業所、障害福祉担当等との連携を強化します。

また、町内3か所で開設しているオレンジカフェの後方支援、認知症サポーターの養成、チームオレンジの組織化による認知症施策の拡充により、全世代を通じて、認知症及び認知症支援に関する普及啓発を図っていきます。地域で暮らしている認知症の人のもとに積極的に出向き、本人の声を尊重した「新しい認知症観」に基づく各種施策を推進していきます。

【参考：板倉町認知症総合支援事業実施要綱、板倉町認知症サポーター養成事業実施要綱】

## 8 地域ケア会議推進事業

介護支援専門員が抱える困難事例及び軽度者の自立支援に資するケアプランについて、地域ケア会議個別ケース検討部会及び自立支援型地域ケア会議にて多職種による検討を行い、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの支援を行うとともに個別事例の対応策を講じます。また、町内の地域密着型介護サービス事業所同士の連携を図り、サービスの質の向上や自然災害時の業務継続や生産性向上を目的とした事業者間連携を推進するために地域密着型介護サービス連絡部会を実施します。更に、複数の個別事例の検討や地域密着型介護サービス事業所からの声により明らかとなった地域課題について、地域で不足している社会資源の把握と解決するための政策を町へ提言することを目的として、町と協働して地域包括ケア推進部会を実施します。地域ケア会議の開催に当たっては、参加者に対して運営方針及び地域ケア会議等で抽出された地域課題を提示します。

【参考：板倉町地域ケア会議設置運営要綱】

## 9 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

町が定める介護予防サービス計画策定及び自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの方針を踏まえて、要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定します。その達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施及び評価できるよう、また、高齢者自身が地域で自立した生活を送るための活動を継続することにより、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、ICF（国際生活機能分類）の心身機能・活動・参加の視点を踏まえて基本チェックリスト及び興味・関心チェックシートの活用により多様な選択を支援していきます。介護予防ケアマネジメントを委託する居宅介護支援事業所もセンターと同様な支援が行

えるよう指導及び助言をしていきます。

【 参考：板倉町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱、基本チェックリスト、興味・関心チェックシート、**モニタリング及び評価表** 】

#### 10 一般介護予防事業

要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者を早期に把握し、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。また、一般高齢者を対象としたフレイル及び介護予防の意義や知識を普及啓発し、**老人クラブ**、コミュニティーサロン、通いの場等**高齢者の地域での集団活動**において介護予防に**資する**活動が自主的に実施されることで、フレイル予防及び介護予防に向けた地域づくりを促進します。更に、フレイル予防及び介護予防に関わる人材育成、地域活動組織の育成や支援等を実施し、その重要性や一般的な知識、介護予防事業の内容、参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行い、互助を中心とした地域ぐるみのフレイル予防及び介護予防の推進を目指します。

【 参考：板倉町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 】

#### 11 指定介護予防支援事業

要支援者に対して、介護予防を目的とし、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行います。実施に当たっては、**町が定める介護予防サービス計画策定及び自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの方針を踏まえて**、ICFの視点を取り入れ、**基本チェックリスト及び興味・関心チェックシートの活用により**本人の主体的な取組を支援し、かつ、日常生活の自立のための取組を総合的に支援し生活の質及び生活機能の向上に対する意欲を高めることを目指します。**なお、センターの業務量を踏まえて、センター職員が作成する介護予防サービス計画は、職員1人当たり原則として5件を上限とします。**

【 参考：板倉町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則、基本チェックリスト、興味・関心チェックシート、**モニタリング及び評価表** 】

## 令和8年度地域支援事業実施計画について

### 1 概 要

令和7年度に実施した板倉町高齢者福祉計画に基づく町内高齢者福祉サービス事業者を対象としたヒアリングの結果（介護保険等運営協議会（第2回）資料参照）、医療介護従事者等の多職種が参集してケース検討した地域ケア会議の中で提示された当町の地域課題（下記参照）等を踏まえて、令和8年度地域支援事業実施計画案を策定しました。令和8年度のテーマは、「みんなではじめの一步！ フレイル・認知症予防」としました。

令和8年度地域支援事業実施計画における事業数は全65事業（前年度比+2事業）となり、新規事業として「認知症計発映画上映会」及び「認知症機能検査体験事業」を実施します。更に令和8年度は、板倉町高齢者福祉計画（板倉町老人福祉計画・板倉町第10期介護保険事業計画）の策定にあわせて、認知症施策推進計画を高齢者福祉計画と一体的に策定します。

#### 【 参考：地域ケア会議で提示された当町の地域課題 】

##### (1) 第1回地域ケア会議

- ・高齢の親に対する子どもたちのアプローチがない。
- ・サービスを利用することに対して遠慮がみられる。
- ・ニュータウン地区のかた、高齢者2人暮らし及び運動して体力を強化する必要があるかた、今後介護度が上がってサービスを増やしていく必要があるかたへの重点的な支援が必要である。

##### (2) 第2回地域ケア会議

- ・交通手段がないため思うように外出できないかた、免許返納ができないかたが多い。住民同士縦のつながりができるとよい。
- ・交通の便が不便であるため、買い物等大変である。買ってきてもらうのではなく、自分で買いたいものを選ぶということが大切である。
- ・車がないと不便な地域である。子ども等親族がいても頼れないケースも多い。
- ・家族の支援が得られない人が多い。周りとの関係を閉ざしているかたへの支援は困難である。
- ・親族間の関係性が希薄のかたへの支援が大変である。
- ・ニュータウン地区とニュータウン以外の地区では考え方が異なる。
- ・高齢になった母親が、いつまでも母親としての役割を担っている家庭が多い。
- ・都内と地方では受けられる医療・介護サービスに偏りがある。

令和8年度地域支援事業実施計画【テーマ:みんなではじめの一歩！フレイル・認知症予防】

事業名	番号	事業詳細	開始年度	新規	認知症月報												実施場所	日時	開催頻度	開催予定回数	対象者	内容	委託(従事)等事業者	備考
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
普及啓発事業	1	健康の鉄人教室	H18年度		音楽療法	爪	防災対策	音楽療法	多剤防止	認知症予防	音楽療法	リンパ	オーラルフレイル	音楽療法	フレイル	転倒予防	各公民館	主に午後約1時間30分	毎月	12	一般高齢者	身体機能向上・閉じこもり、認知症予防等の健康づくり及び介護予防をテーマに扱う教室	夏秋、町内歯科衛生士、日赤、おこ、ダスキン、老健協会、後期高齢者医療広域連合、県出前講座等	
	2	3B体操教室	R7年度		毎月1回												中央公民館	第2火曜日午後1時間30分	月1回	12	一般高齢者	3B(ボール、ベル、ベルト)を使った運動を行う教室	3B体操協会群馬県支部	
	3	スマイルウォーキング	R3年度													下半期2か月限定	町内	随時	随時	-	一般高齢者	冬季限定で1日の累計で1時間以上町内をウォーキングしたときにエンジョイポイントを付与		
	4	びびっと教室	R3年度		各月1回												海洋センター南部公民館	第4木曜日午後1時間30分	毎月	12	一般高齢者	ラジオ体操、鬼石式筋力トレーニング、ランジウォーク等の運動教室7月から9月は、公民館での音楽療法	音描屋	びびっと体操教室からびびっと教室に名称変更
	5	元気アップ昼食会	R7年度		各月1回												各公民館	主に午前約1時間30分	各公民館1回	4	ひとり暮らし高齢者	各公民館での栄養講話と昼食会	食生活改善推進員個人ボランティア	
	6	健康づくり出前講座	H18年度		行政区・老人クラブ・サロン・生き生き学級等から出前講座依頼があったとき												出前講座依頼先	出前講座依頼時	随時	-	依頼先	依頼内容に基づいた介護予防に関する講話・体操		
	7	デジタルライフ教室	R4年度														公民館	主に午後約1時間30分	年1回	5	一般高齢者	スマートフォンを用いて、オンラインでつながる方法を学ぶ学習会	ジーシースタッフ	
	8	アクティブ教室	H18年度														公民館	主に午後約1時間	年1回	8	一般高齢者	椅子に座って出来る運動と脳トレの実施	介護予防運動事業者	
	9	ふれあい脳若教室	H29年度														公民館	主に午後約1時間30分	年1回	5	一般高齢者	iPadを使ったみつまか式認知症予防トレーニング	ジーシースタッフ	
	10	あたまのたいそう教室	H18年度														公民館	主に午後約1時間	年1回	10	一般高齢者	くもん式の教材を使用した認知症予防トレーニング		
	11	はつらつシルバー教室	H25年度														公民館	主に午後約1時間30分	年1回	1	老人クラブ会員	認知症予防に関する講義及び体験	ダスキンヘルセント	
地域介護予防活動支援事業	12	フレイルチェック	R4年度													海洋センター	主に午後約2時間	年2回	2	一般高齢者	フレイルサポーター研修修了者によるフレイルチェックの実施	フレイルサポーター		
	13	フレイルチェック練習会	R5年度													海洋センター	主に午前	年1回	1	フレイルサポーター	フレイルサポーター同士の交流の場及びフレイルチェックの実施に向けた意見交換の実施			
	14	初級・中級介護予防サポーター養成研修	H18年度													館林市郷谷公民館	初級:1回 中級:3回	年1回	4	町住民	介護予防事業を支援する介護予防サポーターを養成	館林地域リハビリテーション広域支援センター(慶友病院)館林市		
	15	上級介護予防サポーター研修	H21年度													館林市郷谷公民館	開講式 閉講式	年1回	2	中級サポーター	中級介護予防サポーター研修修了者が上級サポーターを目指す研修会	館林地域リハビリテーション広域支援センター(慶友病院)館林市		
	16	介護予防サポータースキルアップ講座	H21年度													各公民館	主に午後約1時間30分	年2回	2	中・上級サポーター	介護予防サポーターの技術向上を図る講座と交流会	長寿社会づくり財団	中級・上級サポーターのフォローアップ業務	
	17	いたくらクリーンウォーク	R5年度		各月1回												役場・福祉センター公民館等	主に午後約1時間30分	年9回	9	介護予防サポーター・一般高齢者	サポーター活動の一環として、町内の清掃活動の実施		
	18	介護予防サポーター定例会	R2年度													各公民館	主に午後約1時間30分	年2回	2	介護予防サポーター	介護予防サポーター同士の交流を深め、地域活動の促進を図る			
	19	介護保険知得教室	H18年度		通年												各集会所	サロン開催時	毎月	-	サロン	在介センターが行う介護保険制度の説明	在介センター	
地域介護予防活動支援事業	20	地域サロン・通いの場補助事業	H15年度		補助金実績確定	補助金申請交付											役場	補助金配布時	年1回	-	サロン通いの場	サロン及び通いの場活動への補助		○サロン:10地区で開催【北地区】1区(除川・西岡新田)2区(大曲・細谷)【西地区】5区(岩田)【南地区】9区(大高橋)【東地区】11区(海老瀬)、13区(泉野)14区(朝日野)、15区(朝日野)
	21	通いの場づくり説明会	R1年度		行政区から説明会の依頼があったとき												各集会所	随時	依頼時	-	行政区民	通いの場立ち上げのための説明会及び体験会(全4回)の実施5月区長会及び6月民生委員定例会で周知		
	22	通いの場新規・継続活動支援事業	H27年度		通年												各集会所	随時	随時	-	通いの場	通いの場での運動指導及び通いの場新規開設(継続)支援		
	23	まちなか測定教室	R2年度														各集会所	随時	依頼時	-	通いの場	通いの場参加者に対する体力測定及び健康講話	健康推進係	
	24	地域サロン・通いの場メニュー事業(無料事業)	H22年度		サロン又は通いの場からメニューの依頼があったとき												各集会所	随時	依頼時	-	サロン通いの場	サロン活動への支援	社協、包括支援センター	○通いの場:8地区で開催【西地区】3区(稲谷上、稲谷下)4区(岩田A・B)、6区(大同)【東地区】14区(朝日野)15区(朝日野北、南)
	25	地域サロン・通いの場メニュー補助事業(有料事業)	H22年度		サロン又は通いの場から事業実績報告があったとき												役場	補助事業報告時	サロン通いの場年2回	-	サロン通いの場	メニュー事業中3B・筋トレ・健康体操・口腔ケアのいずれかを実施した場合に事業費補助	町接骨師会、3B体操協会、めぐ、町内歯科衛生士及び理学療法士	
	26	健康づくり・介護予防エンジョイポイント	H28年度		通年												-	-	随時	-	健康増進介護予防事業参加者	健康づくり・介護予防実践者として初級、中級、上級の認定	健康推進係、社会福祉係スポーツ振興係(教育委員会)各公民館等、通いの場	
	27	介護支援ボランティアポイント	R2年度		通年												-	-	随時	-	介護予防サポーター認知症サポーター	介護支援ボランティア実践者としてシルバー、ゴールド、プラチナの認定		認知症サポーターは、ステップアップ研修受講者が対象
地域福祉推進事業	28	リハビリ専門職派遣事業	H29年度													公民館等福祉用具・住宅改修対象者宅	随時	随時	-	サービス事業者福祉用具・住宅改修対象者	地域密着型介護サービス連絡部会(年3回)への出席及び福祉用具購入、住宅改修等実施対象者宅へリハビリ専門職が訪問し助言	めぐ訪問看護ステーション		
	29	介護サービス事業所リハビリテーション支援事業	R6年度													各サービス事業所	随時	各事業所年1回	-	町内介護サービス事業所	リハビリが事業所を訪問し、同事業所職員に利用者へのリハビリテーションに関して指導及び助言	館林地域リハビリテーション広域支援センター		
事業評価	30	一般介護予防事業評価事業	H18年度		通年												役場	教室終了後半年ごと	随時年2回	-	各事業	各事業内容の反省点等をまとめて評価及び地域包括支援センター運営協議会での進捗管理		介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施

令和8年度地域支援事業実施計画【テーマ:みんなではじめの一歩！フレイル・認知症予防】

事業名	番号	事業詳細	開始年度	新規	認知症月報												実施場所	日時	開催頻度	開催予定回数	対象者	内容	委託(従事)等事業者	備考				
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月												
総合相談支援事業	31	地域包括支援センター運営事業地域窓口協力	H18年度							上半期分支払						下半期分支払	在宅介護支援センター	毎日	毎日	-	65歳以上高齢者	地域包括支援センターの出入窓口となる在宅介護支援センターへの支援	在介センター					
	32	安全安心ネットワーク事業(ひとり暮らし高齢者訪問事業)	H21年度		通年												ひとり暮らし等宅	利用者と調整	随時	-	70歳以上高齢者(※)	ひとり暮らし高齢者等を個別訪問及び電話連絡し、安否確認		(※)ひとり暮らし、高齢者のみ世帯、日中独居者				
	33	出張あんしん介護相談会	R4年度		各月1回												各公民館(中央を除く)	第2木曜日1時間30分	毎月	12	一般高齢者・家族及び専門職等	高齢者支援制度、介護保険サービス、成年後見制度等日頃の心配事やお悩みを専門職が各地域に出張して受付・対応	つつじメンタルホスピタル行政書士会、社会保険労務士会、訪看ひまわり、たておう					
権利擁護事業	34	高齢者虐待時緊急避難短期入所委託	H23年度		被害者かつ介護保険未認定者が短期入所を利用したとき												えがお・ミモザ荘	虐待発生時	随時	-	被害者	高齢者虐待発生時に虐待者と被害者を引離すために一時入所	社協(えがお)、ミモザ荘					
	35	地域福祉権利擁護事業補助	H18年度													補助金申請	補助金交付	役場	年度末	年1回	-	事業利用者	非課税世帯の事業利用者に利用料を間接的に補助	社協	社協が実施主体			
	36	成年後見制度中核機関運営事業	R5年度		通年												役場	毎日	毎日	-	一般高齢者や家族等	成年後見制度に関する普及啓発(広報、甲及び研修会)及び相談対応並びに協議会設置等の地域連携ネットワークづくり。年2回研修(一般、専門職向け)を実施	ばあとなあ群馬	福祉課社会福祉係と連携して運営				
	37	成年後見制度・任意後見制度はじめて研修	R5年度							成年後見								公民館	主に午後1時間30分	年1回	1	町内外医療介護従事者	町内外医療機関・介護保険従事者等を集め、成年(任意)後見制度の研修を開催	ばあとなあ群馬				
包括的継続的ケアマネジメント事業	39	地域包括支援センター運営協議会	H18年度							事業説明						事業説明	役場	主に午後1時間30分	年3回	3	運営協議会	地域包括支援センター運営協議会に出席し、センター業務、高齢者福祉計画進捗管理、予算決算等の説明	介護保険者(介護高齢係)					
	40	ケアマネカフェ	R1年度							月1回						月1回	りんどう福祉センター	主に午後約1時間半	年2回	2	町内ケアマネジャー	町内ケアマネジャーと地域包括支援センターとの情報共有及びスキルアップ	ミモザ荘、社協、サクラ					
	41	要援護高齢者ケアマネジメント事業	H18年度		通年												役場	随時	随時	-	要支援者事業対象者	システムの一括管理による要支援者及び総合事業対象者のケアマネジメント	ナブアシスト					
在宅医療介護連携推進事業	42	在宅医療・介護サービス従事者スキルアップ研修	H27年度						救急医療								公民館	主に午後約1時間30分	年3回	3	町内外医療介護従事者	町内外医療機関・介護保険従事者等を集め研修を開催	館林地区消防組合、県老人保健施設協会、日赤群馬県支部					
	43	在宅医療介護連携推進事業	H29年度		通年												館林高等看護学院(医師会事務所)	随時	随時	-	1市5町住民医療介護専門職	館林圏域における在宅医療・介護に関する事業及び相談	館林市邑楽郡医師会(1市5町で委託)					
生活支援体制整備事業	44	生活支援・介護予防体制整備協議体	H28年度				月1回									月1回	町内介護保険事業所等	主に午後1時間30分	年3回	3	町内外生活支援事業者	町内の生活支援体制整備を拡充するための情報交換の場	生活支援コーディネーター、在介センター、シルバー、行政區長、民生委員等	議題によって構成メンバーは変動				
認知症初期集中支援推進事業	45	認知症初期集中支援チーム	H29年度		通年												-	-	年1回	-	認知症者とその家族	認知症の早期発見早期対応のため認知症初期集中支援チームが訪問相談	つつじメンタルホスピタル(5町で委託)					
認知症地域支援・ケア向上事業	46	認知症ガイドブック(認知症ケアパス)配布	H28年度		オレンジカフェ、相談対応時等随時												-	-	年1回	-	医療機関介護事業者	認知症支援に関するガイドブック(ケアパス)の配布	1市5町	年1回見直し				
	47	オレンジカフェ	H29年度		各月1回												GHりんどう福祉センターGHおひさま	-	月1回	12	認知症者含む町民	認知症者・家族が医療保健福祉の専門職に相談できる場及び専門職や地域住民との交流会	社協、ミモザ荘(GHりんどう)、シルバーライフ(GHおひさま)					
	48	認知症啓発映画上映会	R8年度	○						月1回							公民館	主に午後	年1回	1	町住民	若年性アルツハイマー型認知症のご本人とその家族が、生活の中で工夫しながら明るく前向きに生きる姿を描いた映画の上映	株式会社ワンダラーボラトリー					
49	認知機能検査体験事業	R8年度	○						1か月間						1か月間	健康介護課窓口	開庁時間	年2回	2	町住民	75歳以上の運転免許更新時に実施される認知機能検査をタブレットで体験できるもの	株式会社フィナンシャル・エージェンシー						
認知症サポーター活動促進、地域づくり推進事業	50	認知症サポーターステップアップ講座交流会	R1年度						月1回							公民館等	主に午後	年1回	1	認知症サポーター	認知症サポーターのスキルアップを図るための講座及びサポーター活動を促進することを目的とした交流会							
地域ケア会議推進事業	51	地域ケア会議(地域密着型介護サービス連絡部会)	H27年度				月1回									月1回	りんどう	主に午後	年3回	3	密着型事業者	保険者、包括せ、町内地域密着型事業所6か所、たておう及びつつじメンタルホスピタル認知症疾患医療センターでの事例検討と連絡協議		グループホーム2か所、小規模多機能、小規模通所、認知症通所、定期巡回等1か所、たておう、つつじHP				
	52	地域ケア会議【定例】(自立支援型ケース検討部会)	R3年度						月1回							月1回	公民館等	第3木曜日午後1時15分	年2回	2	町内ケアマネジャー等	町内のケアマネジャーと医療介護等多職種が集まり、軽度者の自立を目指す支援及び地域課題を検討	社協、ミモザ荘、サクラ、町内薬剤師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士、生活支援コーディネーター等	医療関係職・リハビリ専門職を招聘				
	53	地域ケア会議【定期】(地域包括ケア推進部会)	H30年度						月1回							月1回	公民館等	第3木曜日午後1時15分	年1回	2	町内ケアマネジャー等	町内のケアマネジャーと医療介護等多職種が集まり、地域課題を検討(自立支援型ケース検討部会と同時開催)	社協、ミモザ荘、サクラ、町内薬剤師、館林福、行政區長、民生委員等					
	54	地域ケア会議【随時】(個別ケース検討部会)	H18年度		通年												役場・対象者宅	随時	随時	-	町内ケアマネジャー等	多職種を招集し、困難事例等のケース検討を開催						
介護給付等費用適正化事業	55	介護給付等費用適正化事業	R5年度				月1回									月1回	役場	6月、9月、12月、3月	年4回	4	介護サービス事業所	介護給付適正化支援システムを活用した毎月の現状把握及び事業所への通知によるヒアリング	トーテックアムニティ株式会社					
	56	ケアプラン分析事業	R1年度		各月1回												役場	随時	月1回	12	町内居宅介護支援事業所	国保連合会が保有する給付実績情報等を活用して、毎月各事業所の特徴を把握し、年1回以上実施してケアプラン点検を実施	群馬県国民健康保険連合会					
	57	介護給付費通知	R6年度			月1回					月1回					月1回	役場	5月、8月、11月、2月	年4回	4	介護サービス受給者町内事業所	保険者から受給者本人(家族を含む。)に対し、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を通知して受給者や事業者に対する適切なサービス利用を普及啓発						
認知症高齢者見守り事業	58	徘徊高齢者等事前登録制度	H29年度		登録申請があったとき												役場	申請時	随時	-	40歳以上の認知症者	認知症等により行方不明となった高齢者等を早期発見し保護できるよう事前に高齢者等の情報を町に登録する	館林警察署、邑楽館林消防署組合等					
	59	認知症高齢者探索システム利用費補助金	H29年度		利用申請があったとき												役場	申請時	随時	-	認知症者の家族	徘徊高齢者等を在宅で介護している家族等に探索システムの利用に係る初期費用の一部を補助						
	60	認知症高齢者等見守りシール交付事業	R7年度		利用申請があったとき												役場	申請時	随時	-	認知症者	徘徊高齢者等を早期発見及び保護できるQRコード付き見守りシールを交付	東邦薬品株式会社					
家族介護継続支援事業	61	家族介護教室	H18年度													交流会	福祉センター	午後約1時間30分	年2回	2	町住民	家族介護者の交流会とリラクゼーション		いずれかのオレンジカフェと共催				
その他の事業	62	成年後見制度利用支援事業	H19年度		利用申請があったとき												役場	申請時	随時	-	被後見人	生活困窮世帯への成年後見制度申立時の補助						
	63	出張！認知症サポーター養成講座	H21年度		町民から出前講座依頼があったとき												出前講座依頼先	出前講座依頼時	随時	-	依頼先	出前講座による認知症者を地域で支える認知症サポーターを養成する講座の開催	認知症サポーターキャラバンメイト					
	64	認知症サポーター養成講座	R7年度							月1回						月1回	公民館等	主に午後	年2回	2	町住民	認知症者を地域で支える認知症サポーターを養成する講座の開催						
65	配食見守りサービス補助事業	H21年度														補助金申請	概算払				精算払	対象者宅	-	-	-	配食サービス対象者	対象事業者からの配食サービス対象者の見守り報告及び補助	
合計				2													合計			163								

---

## 令和8年度介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 業務の委託契約について

---

### 1 概 要

---

国通知「地域包括支援センターの設置運営について」及び板倉町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会設置要綱に基づき、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務に「地域包括支援センターの設置に関すること」があります。そのひとつに「第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等」があります。委託契約は、毎年度実施しています。

令和8年度は、令和7年度の委託実績等を踏まえて、町内外あわせて10か所（前年度比-4か所）の指定居宅介護支援事業所に委託をしたく意見を伺うものです。

令和8年度介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント委託契約事業所一覧(案)

連番	番号	所在地	事業者名	居宅介護支援事業所名	代表者	事業所番号	住所	TEL	FAX	郵便番号	メールアドレス	備考
1	1	板倉町	(社福) ポブラ会	ミモザ荘居宅介護支援事業所	堀越 健寿	1073100016	板倉町大字細谷217	77-2552	77-2553	374-0103	<a href="mailto:kyotaku2552@yahoo.co.jp">kyotaku2552@yahoo.co.jp</a>	
2	2		(社福) 板倉町社会福祉協議会	板倉町大字板倉3411-1417	峯崎 俊雄	1073100081	板倉町大字板倉3411-1417	82-3961	82-3971	374-0132	<a href="mailto:kaigo@tasva.or.jp">kaigo@tasva.or.jp</a>	
3	3		(株) 朝日ライフ	サクラ居宅介護支援事業所	飯塚 卓己	1073101436	板倉町大字西岡新田163-1	47-3056	47-4976	374-0106	<a href="mailto:sakuranokaigo@gmail.com">sakuranokaigo@gmail.com</a>	
4	4	(合同) 鳥海	ケアサポートあかり	指定後確定	鳥海 信晃	指定後確定	板倉町大字板倉4228-12	090-3240-5728	-	374-0132	<a href="mailto:sadana123456789@gmail.com">sadana123456789@gmail.com</a>	R8. 4. 1指定予定
5	1		(医療) 六花会	館林記念病院居宅介護支援事業所	堀越 裕一	1070700180	館林市城町8-35-103	73-2771	72-0777	374-0068	<a href="mailto:rkk403@gmail.com">rkk403@gmail.com</a>	
6	2		(株) 伊藤居宅介護支援事業所	伊藤居宅介護支援事業所	伊藤 孝子	1070701105	館林市大島町517-3	77-0389	51-1600	374-0001	<a href="mailto:daichi-yamato@ce9.ne.jp">daichi-yamato@ce9.ne.jp</a>	
7	3	館林市	(社福) 至寿会	特別養護老人ホームヴィレージュ 居宅介護支援事業所	柴崎 貴之	1070700123	館林市岡野町335-1	71-0783	71-0811	374-0067	<a href="mailto:huiyukai@bjano.ocn.ne.jp">huiyukai@bjano.ocn.ne.jp</a>	
8	4		(NPO) マイホーム四つ葉	マイホーム四つ葉居宅介護支援事業所	五十嵐 啓	1070700263	館林市西本町6-21	76-8711	55-1552	374-0065	<a href="mailto:myhome-votsuba@themis.ocn.ne.jp">myhome-votsuba@themis.ocn.ne.jp</a>	
9	1	千代田町	(社福) 千代の会	特別養護老人ホームみどりの風 居宅介護支援事業所	飯塚 生	1073100693	千代田町瀬戸井386	55-8454	86-5019	374-0033	<a href="mailto:kaiho-cn@mbr.nifty.com">kaiho-cn@mbr.nifty.com</a>	
10	1	埼玉県 加須市	(NPO) ほっとかないで ネットワーク	なかよし居宅介護支援事業所	矢口 和也	1173800721	埼玉県加須市飯積1904-1	0280-61-2301	0280-61-2302	349-1211	<a href="mailto:sp8h59c9@cube.ocn.ne.jp">sp8h59c9@cube.ocn.ne.jp</a>	